

生活と福祉

LIFE AND WELFARE

■巻頭言□ 安定成長下での福祉の課題

山本 純男… 2頁

特集

昭和50年度の生活保護

第31次生活保護基準の改定	3頁
実施要領の改正	8頁
医療扶助の運営方向	15頁
医療扶助運営要領の改正	17頁
昭和50年度の生活保護監査方針	18頁
昭和50年度社会福祉施設の入所 措置及び老人医療費支給措置 に係る指導監査方針	22頁



229

75.5

社会福祉法 全国社会福祉協議会

安定成長下での福祉の課題



山 本 純 男

ドルショック、石油ショックと、引き続き国外要因が契機となった経済混乱、いわゆる狂乱物価も漸く収束され、今や一転して、国民経済の回復の遅れ、不況の長期化が恐れられるに至った。

ふり返ってみると、今回の経済混乱が国際的な要因から発生したものであることは事実であったが、一面では、わが国の経済発展があまりにも急速であったため、国際協調、資源の制約等の面で経済大国としての一つの壁に突き当たった結果であることも否定することができない。現在、国の経済運営において、高度成長から安定成長への移行が進められているが、これは物価鎮静化のための短期政策ではなく、今後相当長期間にわたって継続されるものとみるべきであろう。

それでは、このような新しい経済環境の下で、福祉行政はどのように対応すべきなのであろうか。

先ず念頭に浮かぶのは、不況期には財政規模が圧縮され、ひいては福祉行政の停滞を招くのではないかという心配である。たしかに、安定成長経済が軌道に乗ってくれば、年々の財政規模の拡大もゆるやかとなるに違いない。その結果、福祉施策改善に充てられる新規財源の規模も停滞することとならざるを得まい。しかしながら、これによって福祉行政自体の停滞がもたらされるとは、私は考えない。

高度経済成長が続く中で、近年福祉行政の発展は著しいものがあつた。いくつもの新制度がスタートし、また財源の配分も大幅に伸長した。しかし、一面、国民の不満感は一向に解消されず、福祉充実を望む声は年々高まってきた。このような現象には、私は二つの原因があつたと考えている。その一つは、資源配分に際して、生産規模の拡大が重視された結果、消費的、民生的な分野よりも、投資的、生産的な分野に重点が置かれたことであ

り、もう一つは、国民の福祉に対する欲求が急速にエスカレートしてきたことである。

国民の欲求水準の上昇が、高度経済成長の結果であるかどうかには異論もあろうが、多種類の消費物資の供給が年々増大する中で、福祉に対するニーズが、これを上まわる速さで増大したことは否定できない事実である。

では、今後わが国の経済運営が政府が表明しているような安定成長の軌道に乗ってゆく場合には、右にのべたような現象はどう推移してゆくことになるであろうか。

先ず、成長率の低下は、生産設備への投資が少くてすむことを意味するから、消費的、民生的な分野への資源配分は、その総量の伸びは鈍るかもしれないが、相対的なシェアにおいて増大を期待することができる。次に、国民の欲求水準の上昇は、今後とも引き続きことは当然であるが、少くとも、いわゆる使い捨ての消費行動に見られるような、充実した内容を伴わないような面では、かなり鎮静することを期待したいものである。

このように見えてくると、安定成長への移行が、経済の失速をもたらすようなことなく、円滑に実現するならば、そこでの福祉行政は、決して停滞を恐れる必要はないはずである。

おそらく、昭和四十年代におけるような、派手な新制度の創設とか、経済動向に追いつけられての大幅な給付改善などは、制約を受けることになるだろう。しかし、国民の生活水準のゆるやかながら着実な上昇が確保される限り、少くともこれを下回らない福祉の充実改善を進める可能性は十分にある。われわれ行政にたずさわるものにとつて、地味であっても内容の充実した福祉行政を展開してゆくことが、何にもまして要請されることとなると考えている。

(厚生省社会局保護課長)

第31次生活保護 基準の改定

一、最近における消費者物価の動向

昭和四八年初から上昇基調にあった消費者物価が、さらに四八年秋の石油危機を契機として、まさに未曾有の異常な上昇を続け、このため、国民生活に極めて深刻な影響を及ぼしてきた。

このような、社会経済情勢に対応して生活保護においては被保護者の最低生活

を確保する立場から臨機に必要な措置を講じてきたところで、その内容は第1表のとおりであった。

このため、生活保護の実施にあたる福祉事務所や都道府県(市)における関係者の方々にとって何かと繁忙を極めたことと思うのであるが、さいわいにして、これらの対応措置を円滑に進めることができた。この機会に、関係各位のご労苦に感謝と敬意を表するものである。

さいわい総需要抑制をはじめ、政府の物価鎮静化のための施策も次第に功を奏し、近時消費者物価の騰勢も鈍化のきざしをみせてきており、政府における五〇年三月の対前年同月比上昇率を一五・パーセント以内にとどめるという当面の目標は、達成されたところである。なお、今後の物価動向は鎮静化の方向に推移するものと考えられるが、それでも昭和四五年から四六年頃の水準と較べれば、なお相当高い水準にある。

また、総需要抑制を初めとする物価鎮静のための施策が異例の長期に及び、産業界において不況色が強まってきたことから、一部において、この不況対策のた

めの政策転換もささやかれてきており「不況の下での物価高」という相反する現象を今後どのように克服していくかが今後の課題となっている。それにしても今後の物価動向が注目される次第である。

二、現在の生活保護基準の水準

現在の生活保護基準の設定方式は、かつてのマーケットバスケット方式や、エングル方式のように個々の品目を積上げ

表1 昭和48年以降の生活扶助基準等の改定状況
(1 1歳児、標準4人世帯)

時期	基準額 円	対前年度当初改定率
48年4月	50,575	14% (再改定率) 5%
48年10月	52,796	19%
48年12月	特別一時金 8,000	1人 2,000円
49年3月	特別一時金 8,000	1人 2,000円
49年4月	60,690	20%
49年6月	63,725	26% (再改定率) 6%
49年10月	65,295	29.1% (再改定率) 3.1%
49年12月	特別一時金 10,600	1人 2,650円
50年4月	74,952	23.5%

(注) 49年10月には、教育扶助の再改定が行われている。

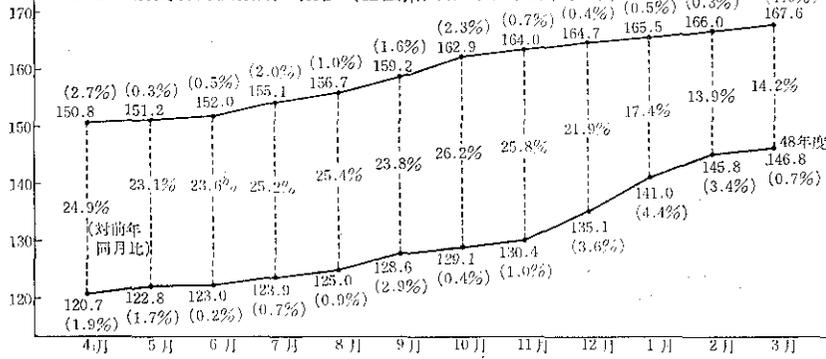
て算定する方式ではなく、一般国民の生活水準の向上に対応して、生活保護基準を総体としていかに均衡させ、かつ格差を縮小させるかという観点から基準設定を行っているものである。

従って、このような基準設定方式のため、生活保護基準の内容について個々にその妥当性等を検証することはできないが、ここでは、現行の生活保護基準による被保護者の生活実態がどの程度のもものとなっているかを各種家計調査によって検討してみることとする。

一般世帯と被保護世帯の消費支出の格差は表3のとおりで、昨今の異常な物価上昇下にあっても、着実に逐年縮小してきており、一般世帯の第I・五分位(実収入を低い方から並べて低い方から全国の二割の階層)、第I・十分位(実収入を低い方から並べて低い方から全国の一割の階層)というようないわゆる低所得階層の消費支出に極めて接近していることが分る。

さらに、この消費支出のうち、食料費についてみると表4のとおりで、一般低所得階層と差のないものとなっている。

表2 消費者物価指数の推移 (全国)(1) (1)内は対月比、上昇率である。



なお、比較をする関係で表4、表5とも世帯人員一人当りの消費支出額を表示しているが、ここで、注意を要することは、一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯との間における有業人員数のちがいである。

つまり、表5でみるとおり一般勤労者世帯においては、一世帯当り有業人員が一・三八人、一・五三人含まれているが

表3 一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯の消費支出の比較

実額	項目	47年度		48年度		49年度 (4~10月平均)	
		円	円	円	円	円	円
全国一般勤労者世帯1人当りの消費支出	平均	26,688	31,537	36,551			
	第1・5分位	18,772	21,915	25,335			
	第1・10分位	18,063	21,150	24,144			
全国被保護勤労者世帯1人当り消費支出		14,861	18,198	21,270			
格差	対平均	55.7%	57.7%	58.2%			
	対第1・5分位	79.2%	83.0%	84.0%			
	対第1・10分位	82.3%	86.0%	88.1%			

すでに前述したとおり、石油危機を契機とする異常な物価上昇は、最近になってどうやら鎮静化の兆しがみえてきたが

三、昭和五〇年度の生活保護基準の改定

このように、生活保護基準が一般低所得階層の消費水準に極めて接近してきた背景は、逐年の生活扶助基準が一般国民の収入並びに消費支出の伸びを上回って改定されてきたことによるものであり、この推移は表6に示すとおりである。

一方、被保護勤労者世帯では一・〇八人となっている。このことは、現在の生活保護基準においては、有業人員ごとに各種勤労控除制度が適用されることとなっているので、仮りに被保護世帯の有業人員が一般世帯と同様の状態にあったとすれば、この格差は、さらに縮小したものと

表4 一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯の食料費の比較(48年度)

食料費の支出(1人当り)				格差		
全国一般勤労者世帯		全国被保護勤労者世帯		対平均	対第1・5分位	対第1・10分位
平均	第1・5分位	第1・10分位	円	%	%	%
9,577	8,304	8,083	8,052	84.1	97.0	99.6

表5 一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯の世帯人員と有業人員(48年度)

	全国一般勤労者世帯			全国被保護勤労者世帯
	平均	第1・5分位	第1・10分位	
世帯人員	3.85	3.52	3.46	3.47
1世帯当り有業人員	1.53	1.38	1.39	1.08

このような状況下で、国民の最低生活を保障する生活保護基準をどのような水準に設定するかという点については、昭和五〇年度における国民生活の動向を考慮しつつ、一般国民の消費水準との格差を縮小する方式いわゆる格差縮小方式によって設定されたのであるが、この結果昭和五〇年度の生活扶助基準は対前年度当初比二三・五パーセントと、これ迄の基準改定のなかでも最高の引上げが行われた。

一方、今後におけるわが国の経済が、石油をはじめとする資源エネルギー面での制約等によってこれまでのような高度成長は期待できない状態となり、今後の経済運営は、低成長あるいは安定成長を指向せざるを得なくなってきた。

このような社会経済情勢のもとにおいて昭和五〇年度の国の予算編成が行われたが、この編成方針は物価抑制を基調とし、経済の安定成長を図ることに重点がおかれた。また、同時に社会的公正の是正が重要な政策課題としてとり上げられ、いわゆる福祉重点の予算編成とすることがとされた。

まず、生活保護制度のなかでも、その根幹をなす生活扶助基準については、昭和五〇年度における国民生活の動向を考慮しつつ、一般国民の消費水準との格差を縮小する方式いわゆる格差縮小方式によって設定されたのであるが、この結果昭和五〇年度の生活扶助基準は対前年度当初比二三・五パーセントと、これ迄の基準改定のなかでも最高の引上げが行われた。

この生活扶助基準の大幅な引上げの背景としては、最近における家計消費支出並びに消費者物価の動向があるが、ここではその算定の基礎となった昭和五〇年度における政府の経済見通しにおいて見込まれている内容について概略を説明することとする。

この経済見通しは毎年度政府が翌年度の内外の経済見通しと、これに対する経済運営の基本的態度についての意見をまとめるものであり、国の予算編成の基本構想その他行政機関の基本的経済施策の立案は、この経済見通しを尊重して行われるべきこととされている。

昭和五〇年度における政府の経済見通しの概要は表7のとおりとなっているがこのなかで一人当り個人消費支出の伸び率は、一七％と見込まれている。(注、この伸び率は名目伸び率であり、従って消費者物価上昇率一一・八％を包含した

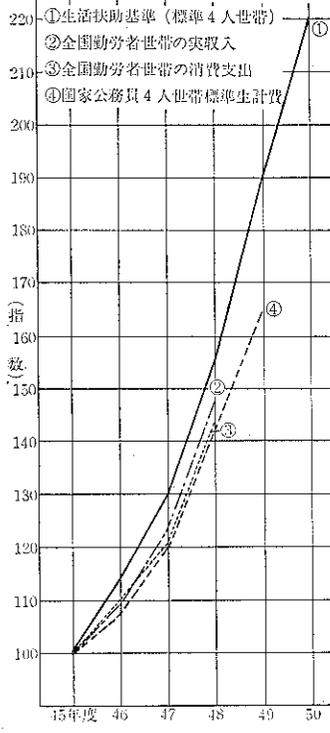
伸び率である。)生活扶助基準を設定する際に必要とされる今後の国民の消費水準の伸び等の把握は、この経済見通しによる一人当り個人消費支出の伸び率を重要な指標として用いているものである。

昭和五〇年度の生活扶助基準は、この一人当り個人消費支出の伸び率一七%を基礎とし、これに対前年度中における基準再改定による底上げ分、並びに、一般国民の消費水準との格差縮小分をも総合勘案して対前年度当初比二三・五%の引上げを行うこととされたものである。

この結果、一級地における標準四人世帯(三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女)の生活扶助基準は昭和四九年度の六〇、六九〇円から七四四、九五二円に引上げられ月額一四、二六二円の増額となり老人二人世帯(六八歳男、六五歳女)の場合では昭和四九年度の三五、四四四円から四三、七六六円に引上げられ月額八、三三二円の増額となっている。

次に、生活扶助基準の範疇に属する事項の改善内容について簡単にふれることとする。

表6 生活扶助等の年次推移 (45年度=100)



とする。

◆ 級地格差の是正

現行の生活保護における級地の取扱いは、昭和三二年度に四級地制(一級地一〇〇対四級地七三の級地差)がとられて以来今日に及んでいるが、この間、特に都市化の著しい市町村は上級地に指定する等の調整を個別に行ってきたところである。

しかしながら、近時、国民生活における地域間の格差が大勢として縮小傾向にあることにかんがみ、現行の級地格差の是正を図ることとし、昭和五〇年度においては、予算積算上四級地町村の四割を三級地に指定するとともに、県庁所在地の市で現在三級地となっている市を二級地に指定する予算措置が講じられた。

なお、具体的に個々の市町村の指定替を行うに当たっては、今後関連資料の検討並びに各都道府県の意見等を十分参考として進めることとしている。

◆ 次に、入院患者日用品費について

は、昭和四九年度において一般病と精神病との格差を撤廃して一律七、九二〇円以内とされたところであるが、昭和五〇年度にはこれが九、七八〇円以内に引上げられた。

また、加算についてみると、妊娠婦加算が昭和四九年度の四、七三〇円(妊娠六か月以上、一級地)から五、八四〇円に引上げられたほか、障害者加算のうち重度の障害者で、他人介護が必要な場合の介護料が一八、〇〇〇円以内から二三、〇〇〇円以内に、家族介護の場合の介護料が五、一三〇円から六、三四〇円にそれぞれ引上げられた。このほか、一時扶助関係では、入学準備金が最近のランドセル、カバン、学童服等の入学用品の準備に要する経費の実態を考慮して、小学校入学時の場合昭和四九年度の一五、〇〇〇円から二〇、〇〇〇円に、中学校入学時の場合一八、〇〇〇円から二四、〇〇〇円に引上げられたほか、布団類、家具什器、新生児等被服などについても最近の物価動向等を勘案して所要の

引上げが行われた。

(2) 教育扶助基準

最近の異常な物価上昇のなかでも、特に文房具等の教育扶助関係経費の物価上昇は特に著しいものがあつた。

このため、昭和四九年度においては、異例ともいえる教育扶助基準の再改定が行われたところであるが、昭和五〇年度の教育扶助基準はこのような経緯も考慮するとともに、一般世帯の児童、生徒の教育費の支出状況をも考慮して小中学校平均で対前年度当初比二七・二%の改定が行われた。

教育扶助基準の改定状況をみると、小学校三年生では昭和四九年度の月額八一〇円から一、〇四〇円に、また、中学校一年生については月額一、八六〇円から二、三三〇円にそれぞれ引上げられた。

なお、教育扶助基準は、原則として学校教育に必要な一般的な費用はすべておりに含むこととされている一方、学校給食費、ワークブック代、クラブ活動費あるいは通学交通費などのように、学校ごとに差があつて、しかも実際に必要とされる場合にはその実態に即応して支給できるように基準額とは別に実費支給の途をひらいているところである。

(3) 出産扶助基準

出産に際して必要とされる費用は、最近における医療費改定等の影響を受けて増大してきているが、昭和五〇年度の出産扶助基準はこのような出産に要する費用の実態に対応して、分娩介助料等の基

表7 昭和50年度の経済見通しの概要

項目	%
個人消費支出の伸び率	18.4
人口の伸び率	1.2
1人当り個人消費支出の伸び率	17.0
消費者物価上昇率	11.8

勤労に伴う特別な需要に対応するとともに、勤労意欲の助長を図るため勤労の形態や稼働者の特殊性等に応じて、現在、実費控除、基礎控除、特別控除および未成年者控除などがあるが、昭和五〇年度においてはこれらの各種控除についても所要の引上げが行われた。

まず、勤労控除のうち、稼働に伴って必要とされる経常的な増加需要を満たすために設けられている業種別基礎控除については、生活扶助基準の改定と同様に二・三・五％の引上げが行われ、一、二級地の場合で事務職、内職等の職種については昭和四九年度の七、三〇〇円から九、〇二〇円に、日雇、農業等の職種については九、七三〇円から二、〇二〇円にそれぞれ引上げられた。

また、勤労に伴う増加需要を満たすとともに、稼働収入の増加に応じて控除額を増額することによって、勤労意欲を助長させるために設けられている収入金額別基礎控除並びに特別控除についても所要の改定が行われた。

さらに、新規に就労したために特別の経費を必要とする場合に適用される新規就労控除並びに不安定な就労による収入に対する控除が、それぞれ現行の二、〇〇〇円から四、〇〇〇円に引上げが行われたところである。

(6) 最低生活保障水準

被保護世帯に対して実際に保障される最低生活保障水準は、被保護者の年齢、性別、世帯構成並びに所在地等によって

異なるが、いくつかの世帯を想定してその最低生活保障水準を示すと表9のとおりとなる。

まず、標準四人世帯の場合の最低生活保障水準は、一級地で九三、五二二円となり、また非稼働の老人二人世帯および老人一人世帯の場合はそれぞれ六四、二六六円、三八、五七二円となる。

なお、この最低生活保障水準は、一般的な基準および控除に限って計上したものであり、このほかに、実態に応じて住宅扶助の特別基準、学校給食費、通学のための交通費、収入金額別基礎控除、特別控除のほか、社会保険料、労働組合費等の実費控除を加えると、実際に被保護世帯に保障される生活水準はさらに高いものとなる。

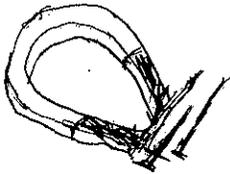


表9 最低生活保障水準の具体的事例

(単位：円)

	標準 4 人世帯			
	35才男(日雇)・30才女(無職)・9才男(小3)・4才女			
	昭和49年度(当初)		昭和50年度	
	1 級地	4 級地	1 級地	4 級地
生活扶助 (第1類)	60,690	44,296	74,952	54,703
(第2類)	47,320	34,530	58,440	42,650
加算(別掲)	13,370	9,766	16,512	12,053
基礎控除	9,730	8,750	12,020	10,810
小計	70,420	53,046	86,972	65,513
世帯当り	17,605	13,262	21,743	16,378
1人当り				
教育扶助	810	810	1,040	1,040
住宅扶助	5,500	2,300	5,500	2,300
合計	76,230	56,156	93,512	68,853
世帯当り	19,183	14,039	23,378	17,213
1人当り				

	母子 3 人世帯			
	30才女(無職)・9才男(小3)・4才女			
	昭和49年度(当初)		昭和50年度	
	1 級地	4 級地	1 級地	4 級地
生活扶助 (第1類)	45,047	32,864	55,630	40,598
(第2類)	33,037	24,100	40,790	29,770
加算(別掲)	12,017	8,764	14,840	10,828
基礎控除	7,300	7,300	10,600	10,600
小計	52,347	40,164	66,230	51,198
世帯当り	17,449	13,388	22,077	17,066
1人当り				
教育扶助	810	810	1,040	1,040
住宅扶助	5,500	2,300	5,500	2,300
合計	58,657	43,274	72,770	54,538
世帯当り	19,552	14,425	24,257	18,179
1人当り				

(注) 1. このほか学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され社会保険料、労働組合費、通勤費等の実費が控除される。
2. また家賃、地代等が上記の住宅扶助基準を上回る場合には、特別基準が設定される。

	老人 2 人世帯			
	72才男(無職)・70才女(無職)			
	昭和49年度(当初)		昭和50年度	
	1 級地	4 級地	1 級地	4 級地
生活扶助 (第1類)	35,444	25,851	43,766	31,943
(第2類)	24,780	18,090	30,600	22,340
加算(別掲)	10,664	7,761	13,166	9,603
基礎控除	10,000	10,000	15,000	15,000
小計	45,444	35,051	58,766	46,943
世帯当り	22,722	17,926	29,383	23,472
1人当り				
教育扶助	—	—	—	—
住宅扶助	5,500	2,300	5,500	2,300
合計	50,944	38,151	64,266	49,243
世帯当り	25,472	19,076	32,133	24,622
1人当り				

	老人 1 人世帯			
	70才女(無職)			
	昭和49年度(当初)		昭和50年度	
	1 級地	4 級地	1 級地	4 級地
生活扶助 (第1類)	20,710	15,079	25,572	18,658
(第2類)	11,400	8,320	14,080	10,280
加算(別掲)	9,310	6,759	11,492	8,378
基礎控除	5,000	5,000	7,500	7,500
小計	25,710	20,079	33,072	26,158
世帯当り	25,710	20,079	33,072	26,158
1人当り				
教育扶助	—	—	—	—
住宅扶助	5,500	2,300	5,500	2,300
合計	31,210	22,379	38,572	28,458
世帯当り	31,210	22,379	38,572	28,458
1人当り				

実施要領の改正

第三次生活保護基準の改定とともに保護の実施要領の一部改正が行われ四月一日から適用されることとなった。
改正の概要は次のとおりである。
なお、表現の整理にとどまるもの等とくに説明を要しなと思われれるものは省略した。

世帯の認定

(1) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、精神薄弱者援護施設、重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者収容授産施設又は身体障害者療護施設の入所者について①出身世帯に生活保持義務関係にある者がいる場合であっても、同一世帯として認定することが適当

でないときには、世帯分離を認めるとし、(ただし、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)あわせて、②これらの施設入所者の出身世帯員のみを保護する形での世帯分離も認めることとしたこと。(局第1の2の(8))

これにより世帯分離されることとなる被保護者に対する生活保持義務関係にある者の扶養の程度は、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度を標準として認定されることとなる。(局第4の2の(4)のA及びB)

(解説)

従来、標記の施設の入所者と出身世帯員との世帯分離については、施設入所者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められる場合であって、出身世帯に施設入所者に対して、生活保持義務関係にある者がいない場合には直ちに生活保持義務関係にある者がいる場合には、施設入所者が救護施設の入所者であって、入所期間がすでに三年をこえ、かつ、引き続き長期にわたり入所を要するときにのみ、世帯分離を認めることとしていた。

しかしながら、この取扱いについては次のような改善が要望されるようになった。

こと等から、実態的には出身世帯と別世帯を構成しているともいえるものであり、出身世帯に生活保持義務関係にある者がいる場合にも世帯分離を認めるべきである、という意見である。

第二は、特に老人ホームの場合であるが、出身世帯に配偶者がいても、収入がなく子供に扶養されている場合が多いので、生活保持義務関係者がいない場合との均衡からいって出身世帯の処遇充実の見地から、出身世帯に生活保持義務関係にある者がいる場合にも、その者に収入がないときには世帯分離を認めるべきである、という意見である。

第三は、出身世帯が保護を受けることとなると、例えば、老人ホーム入所者も被保護者となるので、従前は老人医療費支給制度により医療を受けられたものが以後は医療扶助によることとなり、老人ホーム入所者の処遇の充実等の観点から出身世帯のみを保護する途を開くべきである、という意見である。

これらの問題を解決するために今回の改正に及んだものであり、その改正点を分説すると次のとおりである。

改正点の第一は、施設入所者に対し生活保持義務関係にある者が出身世帯に属している場合に、世帯分離が認められることとなる施設の範囲を広げたことである。施設入所者に対し生活保持義務関係にある者が出身世帯に属している場合には、従来は、救護施設の入所者に限り世帯分離を認めていたが、今回の改正によ

り、出身世帯に生活保持義務関係にある者がいない場合に世帯分離を認めている施設入所者について世帯分離を認めることとした。

なお、これらの施設の入所者は、実態的には出身世帯員と別世帯を構成しているともいえるものであるから、別世帯として取扱うべきであるという意見もあるが、従来からの取扱いの経緯等をも勘案し、世帯分離の方法で対処することとした。

改正点の第二は、期間の要件を排除したことである。出身世帯に自己に対して

医療保険制度による埋葬料等の額

保険の種類	埋葬料等(本人死亡)	家族埋葬料等
健康保険	標準報酬の1月分 (最低3万円)	3万円
日雇労働者健康保険	給付基礎日額の21日分又は 3万円	3万円
各種共済組合	俸給の1月分(最低3万円)	俸給の7割(最低3万円)
船員保険	標準報酬の2月分 (最低3万円)	埋葬料の7割 (最低3万円)
国民健康保険	条例又は規約による	—

生活保持義務関係にある者が属している
救護施設の入所者を世帯分離する場合には、
前述したように、「三年をこえ、かつ、
引き続き長期にわたり入所を要する」という
期間の要件が課されていたが今回の改正により、
標記の施設の入所者と出身世帯員とを世帯分離する
場合には、その生活実態等を考慮し、生活保持
義務関係にない者の場合と同様、期間の要件を課
さないこととした。

改正点の第三は、施設入所者のみを保護すること
も、遂に出身世帯員のみを保護することも認め
たことである。従来は出身世帯員の自立助長を著
しく阻害すると認められるときに限って世帯分離を
認めてきたため、出身世帯員のみを保護することは、
およそ考えられないことであったが、今回の改正
により、その途も開かれることとなった。

以上のとおり、今回の改正により施設入所者の
いる世帯についての世帯分離の範囲が拡大される
こととなるが、保護を受けることとなる者と、そ
の者に對し生活保持義務関係にある者が分離され
ることとなる場合には、世帯分離を行わないとし
ればその世帯が要保護世帯となる場合に限って
世帯分離を認めることとしている。このように生
活保持義務関係にある者同士が世帯分離されるこ
ととなる場合に、要保護性を要求することとした
のは、①扶養義務の程度の強さからいって世帯
全体として保護を要しない場合にまで保護を適用
すること

は必ずしも適當とはいえないこと。②各施設
の費用徴収基準に比べ生保の取扱いの方が緩やか
となることは、生活保護制度の趣旨に照し適當で
ないこと。③この要件をつけると標記の施設の入
所者すべてが被保護者となかなかねないこと等の
理由によるものである。

この場合における扶養義務の取扱いについては、
「扶養義務の取扱い」として次官通達等で示し
ていくところから従うものであることはいうまでも
ないが、生活保持義務関係にある者同士が世帯分
離された場合の扶養の程度は、生活扶助義務関係
にある者の扶養の程度と同程度とすることとした。

次に、「同一世帯として認定すること
が適當でない」とはどのような場合をいうかである
が、この点については、生活保持義務関係にある
者の世帯分離は極めて例外的に行われるものであ
り、しかも、これら施設入所者の出身世帯に生活
保持義務関係にある者がいる例はあまり多くはな
いと思われることから画一的な基準を設けるより
も、より実情に精通した実施機関において実態に
応じて判断していただくことがより適切な運用が
期待できるものと考え、詳細な基準は規定しない
こととしたものである。基本的には施設入所者と
出身世帯とくに配偶者との関係、帰来可能性の有
無、本制度における他の世帯分離との均衡、当該
施設入所者及び当該地域における低所得世帯との
均衡、世帯分離した場合に保障されるこ

となる生活水準等を勘案し総合的に判断すべき
である。実務上の目安として、次のような場合
には世帯分離して差し支えないものと考えられ
る。

ア 出身世帯に生活保持義務関係にある者が
いる場合であっても、その者の収入が自己の一般
生活費以下である場合。

ねたきり老人等について、局第6の2の(4)のイ
により、生活保持義務関係者の収入が自己の基
準生活費以下である場合世帯分離を認めてい
るところであるが、これと同様の考え方に立つ
ものである。例えば老人ホーム入所者に医療
扶助を適用すべき場合において、出身世帯に配
偶者がいる場合であってもその配偶者に収入が
なく子供に扶養されているとか、収入があつ
ても自己の一般生活費以下である場合には、扶
養義務の履行を求むべきでないからである。

イ 出身世帯には、確実な収入がなく、一方
施設入所者の収入は福祉年金程度である等自
己の生活費、医療費がようやく賄われる程度
で出身世帯への仕送りが期待できない場合。

例えば、老人ホーム入所者については、老
齢又は障害福祉年金を受けている者が多いが、
この程度の金銭は、国民健康保険の保険料、そ
の他施設入所中の諸経費として使われているの
が実態であり、出身世帯への仕送りを求める
ことには無理があることから世帯分

離しても差しつかえないであろう。ウ 適
正な仕送りが行われている場合。世帯全体とし
ては、要保護状態にあるとしても、収入が一方
に偏している場合には、世帯分離を行うことが
適當でない場合もあろう。このような場合
においても、その余裕分について適正な仕送
りが行われている場合には、あえて被保護者
とするまでもなく世帯分離をした方が適切
な場合が考えられる。出稼者のいる世帯に
對する保護の適用に当り仕送り収入として適
正な認定を行ったうえで、残った世帯のみ
保護するという運用が認められているのと同
様の考え方によるものである。

なお、出身世帯の収入の増加等により世帯
全体としての要保護性がなくなったときは、
世帯分離を解除して保護を廃止することに
なる。

(2) 大学に修学する者に對し、世帯分離を
認める要件については、日本育英会による
貸与金に準ずる貸与金のうち国の補助を受け
て行われる修学資金貸与事業による貸与金に
ついては、改めて厚生大臣の承認を得る必要
のないものとし、これに該当するものとし
ては、財団法人交通造児育英会の奨学金、
文部省の高等学校等進学奨励費補助を受け
て行われる事業による奨学金、世帯更生資金
の修学資金のうち特に必要と認められる場
合に支給されるもの、母子福祉資金又は
婦孺福祉資金の修学資金のうち特別貸付け
によるもの等であることを明らかにしたこ
と。

(局第1の5の(2)・課第1の6)

(解説)

従来から、日本育英会法による貸与金又はこれに準ずる貸与金であつて厚生大臣の承認を得たものを受けて大学で修学する場合には世帯分離を認めていたが、日本育英会法による貸与金に準ずる貸与金のうち国の補助を受けて行われるものについては、本省において当該貸与金の趣旨等を把握できることもあり、改めて厚生大臣の承認を得ることとするまでもないので、局長通達で考え方を示し、課長通達で個別具体的に対象となる貸与金を示すことにより、手続きの簡素化を図ることとした。

なお、これ以外の「日本育英会法の貸与金に準ずるもの」の厚生大臣の承認についても、日本育英会法の貸与金のほか上記の具体的な貸与金の趣旨・性格を参考として行われるものであるが、世帯更生資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の修学資金については、一般の貸与資金は対象とせず、修学者の資質に着目して貸与されるもの限り、認められていることに留意されたい。

最低生活費の認定

(1) 被服費等の一時扶助

ア 布団類の支給基準限度額について
新規購入の一万二千円を一万三千円に、再生の七千円を八千円に引き上げたこと。(局第6の2の(5)のアの(ウ))

(ウ)

イ、蚊帳の支給基準限度額一張につき二千五百円を四千円に引き上げたこと。(局第6の2の(5)のアの(イ))

ウ 蚊帳に代えて網戸を必要とする場合世帯人員に応じ蚊帳の支給基準限度額まで認定できることとしたこと。(課第4の33)

エ 保護開始時において現に着用する被服(平常着)がない者又は新生児等の平常着の支給基準限度額一人あたり四千五百円を五千五百円に引き上げたこと(局第6の2の(5)のアの(ウ))

オ 災害時における布団類、被服類の支給基準を災害救助法による救助の程度に準じて引き上げたこと。(局第6の2の(5)のアの(ウ))

カ 長期入院患者が退院した場合等における家具什器費の支給基準限度額七千円を九千円に引き上げたこと。(局第6の2の(6))

(解説)
被服費等一時扶助の基準額については限度額をもつて示していることもあつて生活扶助基準のように毎年改定するという方式はとっていないところであるが、本年度においては、一昨年来の物価の異常な上昇に対応して、昨年改定したものも含め、基準額の全面的なみ直しを行うこととした。

一時扶助とくに布団、蚊帳等の被服費については、本来経常的最低生活費の範囲内で賄うべき費用について、これによ

り難い特別の事情の下に必要な物資を欠くに至つた場合に対応すべく設けられたものである。一方において、経常的最低生活費たる生活扶助基準が格差縮小方式により年々改善され生活費のやりくりの幅が拡大されることに伴つて、少額な一時扶助品目については、極論すれば一カ月分の生活費の範囲内でのやりくりで賄い得る状況もある等一時扶助のあり方についての検討が必要とされている。

本年度は、当面、物価の変動に対応し真に必要なとされる物資の確保を図るため、基準額の改定に重点をおいたものである。一時扶助については、こうした情勢をふまえ、次官通達第6の精神に十分留意のうえ運用された。

次に、個別品目の改正等について、補足したい。
網戸については、従来、蚊帳の代替として一世帯につき蚊帳一張の範囲内で支給できることとなつていたが、網戸の値上り等に対応し、世帯員数に応じて蚊帳の支給限度額まで認定できることとしたものである。

なお、蚊帳の支給基準は、世帯人員に応じて定められているが、三人以上世帯において、家屋構造等から大型の蚊帳を支給した方がより効果的であるような場合には、世帯人員に応じた支給基準限度額(二張又は三張に単価(四千円)を乗じた額)の範囲内で、大型の蚊帳を一張又は二張支給しても差し支えないこととし、また、家具什器について、従来炊事

用具、食器等いわゆる鍋釜を対象としていたが、長期入院患者が冬期間に退院した場合等に対応するため、暖房器具についても家具什器の範囲内で取り扱うこととしたので留意されたい。

(2) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合に移送費を支給できることとしたこと。(局第6の2の(7)アの(ウ))

(解説)
出身世帯員として必要な連絡等の方途を確立し、入所者を含む世帯全体の自立助長を図るため、社会福祉施設の場合と同様移送費の支給対象としたものである。施設長の要請を要件としたがこれは公文によることを要件とするものではなく、何らかの形で確認できるものであれば差し支えない。

(3) 教育扶助の通学用自転車について中古要件を削除したこと。(課第4の12)

(解説)
近年における国民生活の向上により、中古品の流通が減少し、地域によっては店頭から姿を消しその入手が困難であること、さらに、すべての学童が新品を購入している中で被保護世帯の子弟のみ中古品を利用させることは、児童に對しいたずらに生活保護の厳しさを、冷たさを強調することになり、かえつてその自立を阻害することにもなりかねないことから「必ず中古でなければならぬ」とする要件をはずしたものである。



なお、当然のことながら、このことはすべての場合に新品の自転車を支給するというのではなく、新品が中古かあるいはどの程度のものであるかは当該地域の実態とりわけ低所得世帯の学童との均衡を考慮して判断すべきものである。

(4) 退職等により住宅等から転居する場合の敷金について実施機関限りで認定できることとしたこと。(課第4の30)

(解説)

敷金の認定については、課第6の30に列挙された事項に該当しない場合には、個別に知事協議を要することとなっているが、退職等に伴って住宅等から退居を求められた場合には、転居せざるを得ないことから、事務の簡素化を図るため知事協議を要しないこととしたものである。

これを新居の敷金に充当できることとしたこと。(課第4の31)

(解説)

転居に伴って敷金が返還される場合には、これを収入として認定したうえで新たに必要とされる敷金については別途限度額の範囲内で支給するのが原則であるが、新たに必要とする敷金等の額が限度額をこえる場合において、それが返還される敷金によって賄われる場合には、その充当を容認しようとするものである。

高額家賃を支払っていた世帯が何らかの事情で保護を受けることとなった場合には、限度額以内の家賃の借間等への転居を指導することになるが、地域によっては敷金等が著るしく高く、返還される敷金、新たに必要とされる敷金ともに敷金等の限度額をこえる場合がある。

このような場合、被保護世帯にとって単に敷金等を入れ替えたにすぎないこと等から、返還される敷金によって賄われる限り、これを新たに必要とする敷金等への充当を認め転居の便宜を図ることとしたものである。

この取扱いは、新たに必要とされる敷金等の額が課第4の30の敷金等の限度をこえており、かつ、

返還される敷金の額もまた当該限度額をこえる場合のみ例外的に適用されるものである。その他の場合すなわち返還される敷金又は新たに必要とされる敷金等のいずれかが敷金等の限度額を下回る場合には、原則に則り収入として認定したうえで必要な額を支給すれば足りるからである。

この取扱いによった場合、返還される敷金のうち新たに必要とされる敷金等に充当される額は収入として認定しないこととなるが、これは、返還される敷金そのものが法第4条による生活費に充当し得る資力として認定すべき性格のものではないということではなく、本来的には資力として認定すべきものであるが、一定の要件の下に特定の需要(敷金等)にあてることが容認するとともに、それによって当該需要は消滅したものとみなすという自給認定の考え方に立つものであり、野菜、魚介の金銭換算の取扱いや給食付稼働の場合の現物給付の金銭換算と類似の性格を有するものである。

したがって、返還される敷金等の額が新居の敷金等に不足することがあっても、重ねてその差額を敷金等として支給するものではない。

敷金等の積極給付については、局第6の4の(1)の方により、限度額以内の家賃間代の住居へ転居する場合に限られているが、今回の改正規定については、家賃間代の限度額を若干上回る住居への転居についても適用して差しつかえない。

(6) 補修等住宅維持費の基準額四万円を五万五千元に、同じく知事承認による特別基準限度額七万円を九万円に引上げたこと。(告示別表第3の1、局等りの4の(2)のイ)

(解説)

原材料費、大工手間賃の値上り等に対応して改定したものである。

なお、住宅維持費のうち課第4の14による風呂新設について、おおむね30分以内の距離に公衆浴場がないことが要件とされているが、交通機関を最大限に利用すれば、相当の範囲まで30分到達できることから、その緩和ないし撤廃についての要望が多く検討を重ねてきた。時間の短縮とか距離による表示等についての意見もあったが、どのような場合に風呂の新設を認めるかは結局当該地域の実情に即したものであることが要請されるものであり、詳細な規定を設けるよりもむしろ各実施機関における実態に即した運用に期待する部分が多いことから規定上の改正は行わないこととした。ついては、これが運用に当たり、機械的に交通機関利用による時間を適用するということではなく、当該地域における公衆浴場利用者の実情をふまえ、具体的には個々の世帯員の徒歩等による所要時間をもとに実情に即して判断するよう留意された。

(7) 白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば明らかに家屋が損壊すると認められるときは

白あり駆除に要する費用を住宅維持費の支給対象とすること（課第4の48）

（解説）

住宅扶助の補修等住宅維持費は、資産としての家屋の保金ではなく住いを確保するという観点から家屋の損傷を対象に必要最少限度の修理を行おうとするものであり、原則として、予防、保全措置については扶助の対象としていない。それでは白あり駆除費が住宅維持費の範ちゅうに入るものであるか否かであるが、当該費用は一面予防、保全的な性格を有することは否定できないところであるが、他面白ありによる食害が進行した場合に、家屋の損壊に至るのが実情であり、早期に対応することが効果的であることからすれば大局的にみて住宅維持費に含めることが、その趣旨に沿うものであり、雪囲い、雪下ろし等に要する費用の場合と同様、家屋の損壊のおそれがあると認められる場合には、白あり駆除に要する費用を住宅維持費の対象としたものである。

扶助の対象範囲としては、被害を受けている部分はもちろん被害を受けていない部分であっても措置が必要とされる場合にはこれも含めて差し支えないが、白ありの駆除の必要性が現実のものとなっていない場合についてまでもこれを認める趣旨でないことは前述の趣旨に照していうまでもないことであろう。

(8) 出産予定日の急変等の場合における出産扶助の特別基準限度額の算定方式を

改め、基準額（入院料及び衛生材料費の加算前の額）二万五千円について三万五千円まで認定できることとしたこと。（局第6の6の(1)及び(2)）

（解説）

出産扶助の額は、基準額（二万円を二万五千円に改定）に入院に要する必要最小限度の額へ八日以内の実日数分及び衛生材料費（一、二〇〇円以内の実費）を加算した額となっている。

従来特別基準の限度額は、出産扶助の総額について六万円の範囲内で認定できることとなっていたが、今回これを改め基準額部分について三万五千円まで認定できることとしたものである。このように算定方式を改めたのは、第一に昨年十月の医療費改定により入院料加算部分が多額となり総額六万円では一般基準と大差なく場合によっては一般基準の方が特別基準を上回るようになったこと、第二に、入院料加算については、病院の看護形態により三万円近い差がありこれを無視して同一の基準によることは実情に即し得なくなつたこと等の理由によるものである。

この改定により特別基準の額は、三万五千円に、入院料加算及び衛生材料費加算を行った額となる。入院料部分については、医療扶助の例により算定されることとなるが、昨年の医療費改定により基準看護の額が従来一類から三類までの三種類であったものをさらに特一類、特二類を加え五種類となったため甲表、乙表

及び病院、診療所の組合せにより多岐にわたることとなった。最高の特二類看護で、寝具給食の基準が適用される甲表病院を例にとると、入院料加算部分が八日分で五二、六四〇円となり、特別基準を適用した場合の出産扶助総額としては、最高八八、八四〇円となる。参考までにこの場合の入院料加算分の算定内訳（一日あたり点数）を示すと、「入院時医学管理料九四〇点、室料七〇〇点、看護料六七〇点、基準看護加算一六〇点、給食料七〇〇点、基準給食加算二五〇点、寝具料一〇〇点、新生児介補料一六一点計六五八八点」である。

居室分べんについて特別基準を適用する場合には今回の限度額算定方式の変更により、三万五千円に衛生材料費を加算した額が限度となり、従来の限度額六万円を下回ることとなるが、新限度額により難しい場合には、当分の間六万円まで認定できるよう経過措置を設けたので留意されたい（改正通知附則第二項）。

なお、施設分べんの場合には、ほとんどの場合前述のとおり六万円をこえる事例が多いと思われるが、限度額が六万円を下回ることとなる事例の場合には、当然この経過措置が適用されることとなる。

双生児出産の場合の特別基準についても、以上の考え方により、基準額部分について七万円まで認定できるよう算定方式を改めた。

れる場合において、その額が葬祭扶助基準を若干上回る場合であっても、職場交際上真にやむを得ないと認められる場合には、それを葬祭費に充当することを容認することとしたこと。（課第4の49）

（解説）

医療保険制度による諸給付は、それが所得保障又は費用補てんとして支給されるものであることから、生活保護法上収入として認定することとしているが、死亡を保険事故とする埋葬料、家族埋葬料等については、それが葬祭を対象として公的制度により保障されているものであり、かつ、それが支給されることにより被保険者の職場交際上それ相応の葬祭の執行が社会的に強制される実情にあること等から、その額が本制度の葬祭扶助の額を若干上回る場合であっても、それを葬祭費用にあてることを容認することとしたものである。この取扱いの考え方は敷金の返還金についての特例と同様のものであり、この取扱いを行った場合には重ねて葬祭扶助を行う必要はないし、また、埋葬料等の額が葬祭扶助基準額を下回る場合には適用する実益がない。

埋葬料等の額は、概略次表のとおりであり、家族死亡の場合には、基準額を下回るものが多くほとんどこの特例の適用の余地はないものである。なお、健康保険組合、共済組合等において、埋葬料等につき附加給付が行われる場合には、これも埋葬料等に含めて取扱って差しつかえない。

葬祭費用に充当することにより収入として認定しない額は、職場交際上真にやむを得ないと認められるものであり、かつ、葬祭扶助基準を若干上回る程度を限度とするが、その範囲については、地域の低所得階層との均衡、職場交際上の制約等を勘案のうえ実態に即して判断することとされたい。

医療保険制度の埋葬料等の支給が遅れ葬祭の間にあわない場合には、従来葬祭扶助を適用しうえて埋葬料等が支給された時点でこれを収入認定することとしてきた。この特例措置を適用すべき場合においてもこれに準じて取扱って差しつかない。例えば、日雇労働者健康保険の被保険者本人である失対就労者が保険料納付要件を満たした時点で死亡した場合埋葬料として約四万二千円程度支給されることになるが、この総額を葬祭費用にあててこれを容認すべき実態にあることがあらかじめ実施機関において確認された場合には、とりあえず一般の例による葬祭扶助費を支給し、埋葬料が支給された時点で、当該埋葬料等のうち葬祭にあてる額（この場合四万二千円）について、自給認定の例によりすでに支給した葬祭扶助の額を収入として認定することになる。すなわち埋葬料のうちあらかじめ認められた葬祭にあてる額以外の額とすでに支給（認定）した葬祭扶助の額を収入として認定することになるのである。結果的には、埋葬料等のうち葬祭にあてる額を収入認定せず、かつ葬祭扶助

を行わない場合と同様になるものである。

収入の認定

(1) 年金等の公的定期給付については、支給時期の繰上げ繰り下げあるいは支給間隔の不均衡等にかかわらず平均月額をもつて収入認定することとしたこと。

(局第7の1の(4)及び課第6の51)

(解説)

恩給、年金等の公的定期給付については、それが実際に消費される実態に応じて収入認定するという趣旨から、従来、実際受給額を次回受給日の前月までの間に均等分割して収入認定することとしたが、最近支給事務の都合上支給期間繰上げ繰下げ等が行われることとなり、機械的にこの考え方を適用することはかえって制度の趣旨にそぐわない面が出てきた。例えば、国民年金の老齢年金は、従来、三、六、九、十二の各月にそれぞれ三か月分ずつ支給していたが昭和四十八年の改正により、三、六、九、十一の各月に三か月分ずつ支給することとなっている。これに従来の考え方を機械的に適用すると九月に支給される三か月分を九、十の二か月の収入として認定し、十一月に支給される三か月分を二月までの四か月の収入として認定することとなる。これでは、同一の年金について時期によって収入認定額が大幅に変動することになり、ある程度の期間を通じた生活水準により保護の要否程度を判断すると

いう本制度の趣旨及び年齢を一定期間に分割して支給するという年金制度にもそぐわないし、さらに実施機関において内容の伴わない保護の決定変更をひんぱんに行わざるを得なくなるという問題が生じることから、このような場合には平均月額をもつて収入認定することとしたものである。

なお、このようなケースについての保護の要否、程度の決定は、この取扱いによらなければならないものである。

(2) 年金等の公的定期給付について、金額と改定後の額が含まれる場合には、単純均等分割でなく、改定分対応月から収入認定の変更を行う方法を講じても差しつかえないことを明らかにしたこと。(課第6の52)

(解説)

国民年金の福祉年金は、十月分から改定され、一月には、改正前の一か月分と改定後の三か月分が支給されるのが通例である。このような場合に機械的に均等分割して収入充当すると、年三回支給される福祉年金について一月と五月の二回にわたり決定変更を行うことが必要となり事務処理上相当煩瑣になることが予測される。そこで事務の簡素化を回る観点から被保護者の生活実態、保護の停滞に影響しない限りにおいて、設例の一月支給分について一月までは改定前の額で収入認定し、二月から改定後の額に変更する方法も取り得ることとしたもの

水脈執筆者

厚生省大臣官房会計課課長 補佐	板山賢治
名古屋市民生局厚生部保護課 局長	中野小枝子
兵庫県社会福祉研修所副所長	三好則克
宮崎県社会福祉協議会事務局長	宮本善則

である。なお、この取扱いについては、加算の変更や四月の基準改定との関連、あるいは電算機の導入等により、均等分割によつた方がより適当であるような場合には、これを妨げるものではない。いずれによるかは、各実施機関において、実施体制等をも考慮のうえ選択することになる。

(3) 福祉的給付金についての収入認定しない限度額二千円(月額)を四千円に引上げたこと(次第7の3の(3)のケ)

(解説)

心身障害者、老人等社会的ハンディキャップを負っている者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給するいわゆる福祉的給付金については、それが、結果的には生活

費に充当されるような場合があり得るとしても、他面地域住民の社会的ハンディキャップを負っている者に対する感謝激励の意思を表明するという性格を表現している面もあることから、その目的にてらして妥当な限度において、収入として認定しない取扱をしてきたところである。その限度額を、最近における社会通念の動向、福祉手当の増額傾向等に対応して改定したものである。昨年末の調査の結果をみてもそのほとんどが四千円未満であることから単独の手当については、この改定により、ほとんどカバーされることとなろう。

同一人につき二以上の手当が重複して支給される場合とか、重度の障害者に対して支給される場合であって、四千円をこえて収入として認定しない取扱をする必要がある場合には、個別に本省に協議されたい。

(4) 補償金等を弔慰にあてる場合の限度額を五万円から二〇万円に引上げたこと。(課第6の40の答の(2)の力)

(解説)

従来補償金等を弔慰にあてる場合の限度額は戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の額(五万円)を限度としてきたが、昨年制定された公害健康被害補償法の葬祭料の額(二十万円)に切り換えられたものである。

災害による補償金等については、課第6の40に示す自立更生にあてる限り収入として認定しないこととなっているが、

高齢者世帯については、修学、生業等は適用の余地がなく、住宅や間接医療費についての需要でもない限り自立更生といっても極めて適用の余地がせめられていた。若い先短かい老人にとつて配偶者や子供の霊を慰め、あるいは自己の死後に備えるという面での要望が強いことから老人の処遇の充実をねらいとして改定したものである。

(5) 母子世帯の母等育児のため稼働に制約を受けている者についても就労に十分努力していると認められる場合には、老人、障害者と同様業種別基礎控除について一区分上位の月間就労日数に対応した率を適用できることとしたこと。(課第6の47)

(解説)

従来、老人、障害者等肉体的ハンディキャップを有する者のみを対象としていたが、母子世帯の母等育児のため稼働することに社会的制約を受けている者についても同様に取扱うこととしたものである。

母子世帯の母等の範囲は、母子加算の対象となる者というものである。

なお、生活保護の母子世帯の処遇については、国民生活審議会の「物価上昇下の分配等の歪み是正策」について(中間報告、昭和四九年一月二十七日)の中で勤労控除の引き上げを行うべきことが指摘されている。

(6) 新規就労控除の額を二千円から四千円に引き上げたこと。(次第7の3の

(4)

(解説)

中学、高校卒業後家庭に残って働いている者や長期入院後新たに就職した者の処遇の充実を図るため改定したものである。

とくに、卒業後転出し親のめんどうをみない者が多いなかで、一家の柱となつて働いている未成年就労者については、この改定の結果、未成年者控除、基礎控除及び交通費、社会保険料等の実費控除を含めると控除のみで二万数千円となりさらに、未成年者分の基準生活費を合算すると総体としての未成年就労者の生活費は、五万円程度となるものと想定される。

保護の決定

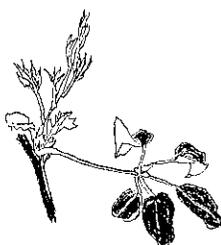
(1) 災害、盗難等により、前渡された保護金品のほか、収入認定された金品を失った場合についても扶助費の再支給を認めることとしたこと。(局第8-4)

(解説)

災害、盗難等により、前渡された保護金品を失った場合には、従来から、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を支給できることとしていたが、保護の程度の決定の基礎となった収入を失った場合についても、収入として認定された額(収入充当額)を失った日以後の日数に応じて算定した額の範囲内において、扶助費を支給できるとした。

本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものである。しかしながら、被保護者が何らかの事情により保護金品や収入を紛失し急迫の状況に陥いることになれば、改めて保護せざるをえないことはいうまでもなく、この取扱いは、特定の場合の急迫保護の取扱いを示したにすぎないものである。

したがって、扶助費を再支給するにあたっては、災害や盗難の事実を確認するだけでなく、生計の維持のうえで急迫した事態が生じていることをも確認したうえで必要最少限度の額を支給することとすべきであることは従来と同様である。



医療扶助の 運営方向

昭和五十年年度の医療扶助運営方向については、本年二月の全国民生主管課長会議及び三月の全国生活保護関係係長会議において指示されたところであるが、その概要は、次のとおりである。

医療扶助運営の基本方針

医療扶助受給人員は、被保護人員が減少傾向で推移してきたにもかかわらず増大傾向を示してきたところであるが、昭和四十八年度以降横這い又は微減傾向となつてきている。

医療扶助費についてみると、大幅な増大傾向を示しており、生活保護制度に占める比重の大きさからみても、その運営の重要性は、依然として高いものとなっている。

医療扶助は、指定医療機関に委託して行う、いわゆる現物給付方式をとっているため、ややもすると、指定医療機関まかせとなり、形式的な事務手続を行うのみとなり、被保護世帯の実態に即した適切な処遇に欠ける面もみうけられる。

したがって、昭和五十年年度の医療扶助の運営に当たっては、被保護世帯の実態に即した適切な処遇の確保を主眼とし、あわせて、適正な実施を期するため、次の事項を重点に指導の徹底を図る。

一 医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保

医療扶助の実施は、生活保護制度の趣旨に則して、被保護患者の早期回復、自立助長に努める等有効かつ、適切に行われることが要請される。

医療扶助の給付期間の実態について、昭和四十七年度の医療扶助実態調査によりみてみると、表一のとおりである。

入院患者では、入院期間一年未満の者が、約四〇％であり、一年以上入院している患者は、約六〇％となっている。

外来患者では、外来期間一年未満の者が、約四〇％であり、一年以上通院している患者は、約六〇％となっている。

これを同じように、政府管掌健康保険についてみると、表二のとおりである。

入院患者では、入院期間一年未満の者が、約八五％であり、一年以上入院している患者は、約一五％となっている。

外来患者では、外来期間一年未満の者が、約八九％であり、一年以上通院して

表1 医療扶助の病類別、受診期間の状況

	入 院									入 院 外					
	総 数	3ヵ月未 満	6ヵ月未 満	1年未 満	2年未 満	3年未 満	5年未 満	5以 上	総 数	3ヵ月未 満	6ヵ月未 満	1年未 満	2年未 満	3年未 満	3年以 上
総 数	100.0	14.2	13.7	12.6	14.1	8.9	11.3	25.0	100.0	19.1	8.7	12.4	14.4	26.8	18.4
伝染病及び 寄生虫病	100.0	9.0	12.6	14.4	16.4	7.0	12.7	27.9	100.0	18.1	6.4	6.8	10.5	26.5	31.1
精神障害	100.0	5.0	7.5	9.2	12.4	9.8	14.0	42.0	100.0	5.2	3.1	8.0	13.1	32.9	37.5
神経系及び感 覚器の疾患	100.0	12.2	11.1	12.3	15.4	8.6	12.9	27.1	100.0	16.9	9.7	14.6	15.6	26.9	15.9
循環器系の患 疾	100.0	15.0	18.1	16.6	19.7	10.8	11.3	8.4	100.0	6.8	5.3	11.4	16.1	34.2	25.8
消化器系の患 疾	100.0	41.0	23.6	11.4	9.6	4.9	4.4	2.5	100.0	13.1	8.2	15.2	18.6	28.8	15.8

資料：昭和47年6月医療扶助実態調査

表2 政管健保の病類別、受診期間の状況

	入 院									入 院 外					
	総 数	3ヵ月未 満	6ヵ月未 満	1年未 満	2年未 満	3年未 満	5年未 満	5以 上	総 数	3ヵ月未 満	6ヵ月未 満	1年未 満	2年未 満	3年未 満	3年以 上
総 数	100.0	66.6	10.6	8.1	6.6	3.0	3.1	2.0	100.0	75.5	7.0	6.2	5.4	2.3	3.6
伝染病及び 寄生虫病	100.0	33.8	13.6	20.2	16.4	6.1	5.1	4.8	100.0	71.3	9.1	5.1	5.8	2.8	5.9
精神障害	100.0	15.0	8.2	8.5	12.5	6.9	42.4	6.5	100.0	38.7	10.3	13.0	15.3	9.2	13.5
神経系及び感 覚器の疾患	100.0	37.6	10.0	14.2	5.8	4.5	23.8	4.1	100.0	64.1	9.0	8.9	8.3	3.7	6.0
循環器系の患 疾	100.0	44.8	10.1	8.8	9.0	3.8	26.1	1.4	100.0	33.0	11.9	16.8	16.7	8.1	13.5
消化器系の患 疾	100.0	77.5	8.5	4.1	2.5	1.1	6.0	0.3	100.0	59.0	11.8	11.0	9.4	3.5	5.3

資料：昭和47年4月医療給付受給者状況調査。

いる患者は、約一多となっている。

単純な比較ではあるけれども、以上のように、被保護患者は、入院、外来とも長期化していることにかんがみ、医療扶助受給世帯の実態の把握、特に、長期入院患者及び長期外来患者の実態を継続して把握して、それに基づく指導の強化を推進し、当該患者の処遇の充実に役立てるものとする。

二 歯科医療機関等の指定促進

医療扶助は、被保護患者を指定医療機関に委託して実施する方式をとっているので、本制度を指定医療機関に正しく理解してもらい、実施機関である福祉事務所との協力的体制を築き、被保護患者の受診機会の確保を図る必要がある。

特に、歯科医療機関については、近年、大都市を中心に指定率の低下傾向が生じており、厚生省においても、事務手続の簡素化を図りつつ、日本歯科医師会と折衝し、指定促進に努めているところである。

各都道府県、指定都市、福祉事務所においてもそれぞれの段階で、各関係団体等の協力を得て、指定医療機関の指定促進を図りたい。なお、未指定の個別の医療機関に対して、指定促進について働きかけを行う場合には、近年の事務手続の簡素化等を説明するとともに、本制度の趣旨を十分説明し、指定促進を図るものとする。

国立大学付属病院に対しても、所在地の都道府県、指定都市において、被保護

患者の受診確保の見地から、指定促進の働きかけをお願いしたい。

三 医療扶助の適正実施の推進

(一) 指定医療機関に対する指導の積極的推進

医療扶助の適正実施は、指定医療機関の協力なしには図られないので、本制度の正しい理解と協力を得るため、改正事項等の周知徹底を図る一般指導のほか個別指導を一層積極的に推進するものとする。

(二) 診療報酬審査の充実

診療報酬の知事決定については、審査精度の向上に努め、これらの結果を個別指導等を通じ十分反映させるものとする。

(三) 付添看護の適確な給付

昭和四十八年九月から付添看護の給付範囲の拡大がなされ、C要件患者については兼帯制度が認められ、六カ月以上給付する場合には、県本庁へ協議した上実施されてきたところであり、更に本年より、実施機関かぎりの判断により給付することが出来ることとなったところであるが、これを機会に一層看護形態の原則化を推進し、給付要件を厳格に守るよう指導の徹底を図るものとする。

(四) 他法、他施策活用の推進

高額療養費支給制度、老人医療費支給制度、特定疾患治療研究事業等の活用に当たっては、いずれも、医療保険制度への加入が前提となるので、その加入促進の指導を行うものとする。

特に、高額療養費支給制度については償還払制度であるので、要保護者が十分制度の趣旨等の理解を得るように努め、その活用を図るものとする。

また、精神衛生法第二十九条による措置入院制度等の活用についても、十分留意することとする。

(四) 精神障害入院患者の処遇について
精神障害患者をめぐる諸問題が各方面で提起され、国会においてもとり上げられたところである。

被保護精神障害患者の委託に当たっては、いやしくも国民等から誤解を招くようなことのないよう、精神衛生法等の関連法令等に則り、適正な患者処遇を図るべく十分留意するものとする。

なお、精神病院に対する個別指導に当たっては、被保護患者の適正な処遇を確保する見地から精神衛生法、医療法等関連諸制度の面についても、必要な場合には関連部局と十分連絡をとりつつ、十分配慮するものとする。

四 医療扶助業務の組織及び活動の強化

医療扶助の円滑な運営を図るために必要不可欠な都道府県、指定都市本庁の技術吏員、福祉事務所の嘱託医の確保と、その研修に努めるとともに、受入体制、執務環境の整備及び処遇の充実に留意するものとする。

なお、医療要否等の判定については、福祉事務所嘱託医及び都道府県本庁技術吏員において行うこととしているが、必

要に応じ、医療扶助審議会の活用にも努めるものとする。

「診療報酬請求事務の簡素化について」

いわゆるレセプト一本化については、本年四月実施を目前に準備を進めてきたところであるが、社会保険診療報酬支払基金の受入れ準備等の関係により、今秋以降に延期されることとなった。準備が整い次第、実施する予定である。

なお、人工透析患者の取扱いについては疑義がでているので、参考までに述べるのと次のとおりである。

腎疾患により人工透析を受けている被保護患者についての医療券の取扱い方法は、通常の人工透析については入院扱いとせず、入院外扱いとして点数化されているところであるが、患者個々の状態によっては、入院扱いとなる場合もありうることもあるので、患者個々の状態に着目し、保険当局とも十分連絡調整を図った上、慎重な取扱いをするよう留意されたい。

医療扶助運営要領 の改正

昭和五十年年度の医療扶助運営要領については、急拠今秋以降に延期されることとなったレセプト一本化関係を除く事務手続の簡素化、合理化を図ることとし、次のとおり改正を行ったところである。

一 はり・きゅうの給付に伴う本庁協議の廃止

施術の給付のうち、はり・きゅうについては、昭和四十八年度の改正により、給付範囲に含められ、実施されてきたところであるが、はり・きゅうは、病院、診療所における医師による治療（以下「一般医療」という）と競合する東洋医学による独自の治療体系であるため、医療扶助においては、指定医療機関による医療の給付を受けても所期の治療効果が得られないもの又は、いまままで受けた治

療の経過からみて、治療効果があらわれたいないと判断されるものについて、県本庁に協議した上、適当と判断されるものについて給付を実施してきたところであるが、本年度より、事務合理化の観点から本庁協議を廃止し、実施機関かぎり給付出来ることとした。

実施機関においてははり、きゅうを給付するに当たっては、一般医療と競合関係にあるはり、きゅうの給付方針に十分配慮し、適切な実施を図るものとする。

二 付添看護の給付に伴う本庁協議の廃止

基準看護承認病院でない病院に入院している患者についての付添看護については昭和四十八年九月より要件緩和を行い、a、b要件の外にc要件が認められ、実施されてきた。

このc要件患者の付添看護については、六カ月を越えてなおかつ付添看護を必要とする場合には、従来県本庁に協議の上給付してきたところであるが、本年より、この本庁協議を廃止、実施機関かぎり、給付出来ることとした。

三 様式改正

(一) 指定医療機関の指定申請書
指定医療機関の指定申請書については指定促進を図り、被保護患者の受診確保を図る見地から、一部字句の修正を行った。

(二) 施術等の要否意見書
はり、きゅうの本庁協議廃止に伴い、

様式の統廃合を行った。

四 付添看護料の改善

健康保険の例にならない、給与水準等を観案しながら、所要の改善を図ることとした。

五 その他

はり、きゅう及び付添看護の本庁協議廃止に伴い所要の改正を行った。

六 医療扶助運営要領に関する疑義についての課長問答通知等の改正

課長問答通知については、コンタクトレンズが身体障害者福祉法による補装具の眼鏡の範囲に含まれたことに伴い、医療扶助においても、治療材料中の眼鏡に含めることとしたことに伴う所要の整理を行った。

はり、きゅう及び付添看護の給付に伴う本庁協議を廃止したことにより、それぞれの関連通知を整理した。



社会福祉の「ミニ白書」!!

調査に報告に原稿執筆にも不可欠の書

厚生省社会局
庶務課監修

社会福祉の動向

1974年版・A5判・200頁
定価 760円・〒120円

最近の社会福祉の動向を簡潔にまとめたものであり、公的扶助関係者には特に必備の書として親しまれている書。

発行所

社会福祉
法人

全国社会福祉協議会出版部

〒100/東京都千代田区霞が関3-3-4
振替東京 38440・☎ 03-581-3686-7

昭和50年度の生活保護監査方針

監査のねらい

生活保護法施行事務監査のねらいは、生活保護法の運用が、同法の規定をはじめ、保護の基準、保護の実施要領等に示されたところに従って、適正に行われているかどうかをチェックするとともに、

- 一 福祉事務所が生活保護行政についての組織としてどう取り組んでいるか。
- 二 その福祉事務所が所掌する生活保護行政上、何が問題となっているか。
- 三 その問題の要因となっていることが何か。
- 四 その要因が生活保護行政の将来にわたって悪影響を及ぼすものかどうか。

などを的確には握して、特に重要な問題についてはその解決策を具体的に指示し、福祉事務所における生活保護行政の改善の効果を高めるよう、診断機能をもつて、指導性を加味した監査方法を積極的にとり入れ、行政方針の周知徹底と、その実施水準の格差の解消を図るという機能を果すものである。したがって、監

査吏員は、この基本的な事柄を十分に理解し、単純に問題点の指摘に終始することのないよう自覚しなければならぬ。

基本方針設定の背景

現在の生活保護行政の実態は、地域により保護率の格差は依然として続いている一方、保護の決定、実施内容においても、年々格差が生じてきている。このことは監査吏員はもとより、福祉事務所の関係者のたゆみない努力にもかかわらず、是正が図られず遺憾なことである。そうした状況のもとにあつて、当面していることは、

- 一 保護の決定及び実施の基礎となる「事實は握」が十分でないまま、保護が継続されている等、生活保護の運用に妥当性を欠く事例が、いまだ後をたっていないことである。

この要因は、福祉事務所における実施体制上の不備にも関連するが、①地区担当員による家庭訪問が長期にわたって行われず、被保護者の来訪もない

厚生省社会局監査指導課

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>第一 福祉事務所における組織的な運営管理の推進</p> <p>一 問題点に対する是正改善措置の推進</p>	<p>(一) 問題点のは握状況</p> <p>ア 自主的内部点検の実施状況</p> <p>イ 管内における生活保護法運用に関連がある事項の分析、検討状況</p> <p>ウ 監査結果の問題点に対する認識状況</p> <p>(二) 運営方針及び事業計画の設定並びに実施状況</p> <p>ア (一)に掲げられた問題点の反映状況</p> <p>イ 職員の参加及び職員に対する周知徹底状況</p> <p>ウ 具体性、実行可能性の状況</p> <p>エ 幹部職員における進行管理方式の確立状況</p> <p>オ 進捗状況</p> <p>(三) 問題点の是正改善措置の状況</p> <p>(四) 職員の充足及び配置状況</p>
<p>第二 実施体制の確保</p>	

といった状況にあること。②訪問調査が画一的であり、例へば、稼働内容等に疑問が持たれながら、その問題を究明し、その解決への積極的な取組みがみられないため、傷病を理由に稼働しない者、あるいは稼働能力を有しながらその能力を十分活用しない者について、それぞれの実態は握と保護の継続要否の判定が十分でないこと等が挙げられている。

二 福祉事務所における生活保護行政の運用の基礎的条件として最も重要なこととなつている実施体制の整備、中でも関係職員の充足と職員の資質向上についての改善指摘が多いことである。

このことは、地方公共団体における老人福祉、身体障害者福祉等の諸施策の充実強化と相まって、人員増の焦点が生活保護より福祉関係五法の実施体制に移行の傾向をたどり、社会福祉関係部局の幹部職員の生活保護の動向からみた安易感が、更に生活保護関係職員の増員に対する消極性につながるなど、生活保護行政の運用に対する関心の薄くなつてきていることが指摘されている。

三 福祉事務所の運営方針及び事業計画の設定についての改善の指摘も見のがせない問題の一つである。即ち、福祉事務所における適正な生活保護行政の運用を阻害している問題点を十分明確にし、その問題点を解消するための方法を討議し、その結果を運営方針及び

事業計画等に反映させていないといったことのほか、保護の決定及び実施上の問題点、管内の保護の動向の分析等から、早急に改善を図らなければならない事項等を勘案し、年度間の運営方針を定め、それに基づき計画的な実施が適切に推進されなければならないことが指摘されているところである。

四 本来、生活保護行政は福祉事務所での水準が内容的にも全国的に統一されたものであり、かつ、平均的に向上しなければならぬものであるが、最近の傾向として、福祉事務所間において保護の決定及び実施内容等、行政水準の格差がだんだん拡大していることが指摘されている。

この要因については、種々考えられるが、一つには、都道府県、指定都市の監査吏員による指導監査の方法等に問題があつて、福祉事務所の関係職員に対する指導内容が十分浸透してないこと。二つには、市の理事者或いは福祉事務所の幹部職員の生活保護行政に関する無理解、生活保護関係職員の不足、或いは配置されている生活保護関係職員が生活保護の未経験者であるなど、実施体制の不備によること等が挙げられている。

以上のようなことから、監査方針としては、都道府県、指定都市においては形式的、画一的な指導監査を排し、福祉事務所の規模、運営上の問題点、実施水準等、その実態に対応した指導監査の方法

三 査察指導機能の充実

- (一) 職員の職務内容の状況
- (二) 事務処理の手續き状況
- (三) 職員間の連携い状況
- (四) 関係職員の社会福祉主事の資格の状況

- (一) 保護の実施及び実施過程における審査並びに指導状況
- (二) 診断会議の活用及び開催状況
- (三) 保護の申請処理の進行管理状況
- (四) 地区担当員の現業活動に対する進行管理状況
- (五) 監査によって改善を指示された事項の措置の進行管理状況
- (六) 社会資源の認識状況
- (七) 関係機関との連絡調整の状況
- (八) 保護の状況等管内における行政的事情及び問題点のは握状況
- (九) 査察指導員の生活保護行政経験の状況

四 関係職員の資質の向上

- (一) 所内研修の実施状況
- (二) ケース研究会の実施状況
- (三) 本庁等主催の研修に対する参加状況

第二 適正な保護の決定及び実施の確保

- 一 保護の決定、実施上の基礎となる事実のは握の徹底

- (一) 生活実態のは握
- ア 訪問調査状況
- イ 訪問計画の設定状況
- ウ 収入申告書の徴取状況
- エ 扶養義務の照会状況

監査班の編成等について都道府県、指定都市の当事者の創意と工夫を前提として、実効のある監査を行うことにより、生活保護行政の一層の充実と適正な運用を意図したものである。

監査の基本方針

昭和五十年年度において、各都道府県、指定都市が行う生活保護法施行事務監査並びに指定医療機関に対する指導及び検査の実施については、さきの背景にある具体的な問題点を十分に加味し、次の三点を基本方針として実施することとしたものである。

なお、厚生省が示した監査方針以外に都道府県、指定都市の段階において、独自に、個別の監査方針を定めて実施する必要がある場合には、これに加えて実施することは差しつかえないものである。

一 福祉事務所の実施水準等に応じた重点的な監査の実施

監査の実施については、管下の福祉事務所の実施水準をはじめ、社会的、経済的背景等生活保護法の運用上の問題点を十分考慮のうえ、重点的な監査を行うこととしたものであるが、このことは、福祉事務所相互間の格差を解消することを目的とするうえから、監査項目を総花的に行うのではなく、保護の決定、実施に直接かかわりのある事項、そのことを左

右する基礎的条件となつてゐる実施体制にわたつての事項を重点的に行うことの配慮が必要である。

二 監査結果の問題点に応じた具体的な助言指導

この方針も、福祉事務所相互間の格差の解消を目的としたものであり、昭和五十年年度の監査の実施によつて認められた問題点については、それが偶発的なものか組織運営面の不備に起因するものかを明確にし、その具体的な是正、改善策を当該福祉事務所と協議のうえその指示が監査吏員の一方的なものとならないよう十分に調整し、また、事後の継続的指導を図ることとしたものである。

更に、このことは、監査によつて認められた生活保護運用上の共通的な問題点とその対策については、管下の福祉事務所に十分周知させ、その是正、改善を促進させるほか、平素の行政執行のうえで適時、適切な助言、指導に努め、福祉事務所の実施水準の向上を図ることを意図的に行ふ必要性を示したものである。

三 指定医療機関の指導及び検査と福祉事務所の監査との密接な連けの確保

指定医療機関の個別指導にあつては福祉事務所とその患者を委託している指定医療機関との密接な連けの確保に努

<p>第二 生活保護制度への正しい理解の普及</p> <p>第三 指定医療機関における適切な患者処遇の確保</p> <p>一 生活保護制度への正しい理解の普及</p>	<p>オ 関係先の調査状況</p> <p>カ 関係機関との連けい状況</p> <p>キ 資産の活用状況</p> <p>ク 稼働の実態及び稼働能力の活用状況</p> <p>ケ 内管状況のは握状況</p> <p>コ ケース記録の整備状況</p> <p>サ ケースの引継ぎ状況</p> <p>シ 的確な病状は握</p> <p>ス ア 入院患者の実態は握対象者名簿の整備活用状況</p> <p>セ イ 長期外来患者指導台帳の整備活用状況</p> <p>ソ ウ 嘱託医制度の活用状況</p> <p>タ エ 主治医の訪問状況</p> <p>チ オ 要否意見書及びレセプトの整備活用状況</p> <p>ツ カ 関係機関との連けい状況</p> <p>テ (一) 住民に対する生活保護制度の周知状況</p> <p>ト (二) 町村役場との連けい状況</p> <p>チ (三) 民生委員の協力状況</p> <p>ツ (四) 公共職業安定所等関係機関への生活保護制度の理解の徹底状況</p> <p>テ (一) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に關する事務取扱ひ等の理解の状況</p> <p>ト (二) 診療報酬の請求の適否の状況</p>
---	--

め、患者の処遇が効果的に行われるよう配慮することとしたものである。

したがって、この場合、その実施を合理的に推進するため、指定医療機関の指導及び検査の実施計画と福祉事務所の監査の実施計画とが、相互に、有機的に行われるよう配慮し、また、福祉事務所の監査時等においても、委託患者の治療継続の要否、療養専念指導の必要性等を個別には握し、そのは握した実態に基づいて個別指導等を行い、当該事例の問題点の解決が図られる方向での指導を行うこととの配慮が必要となってくる。このことは、従来指定医療機関に対する個別指導等で患者の処遇上の問題点をは握し、それを福祉事務所にフィードバックしているにもかかわらず、担当員の段階で放置されていることも解消することとして包含されるものである。

監査の主眼事項及び着眼点

監査にあたっては、次の表に示す主眼事項及び着眼点によって実施するものであるが、この主眼事項についても、さきの監査方針と同様、都道府県、指定都市共通のものであるが、福祉事務所の行政水準等から都道府県、指定都市独自に、個別に監査の主眼事項を定めて実施する必要のある場合にあっては、さきの主眼事項に加えて実施するか、又は特別監査に導入して実施することとしたものである。なお、都道府県、指定都市の事情によつては、例外的に、さきの共通の主眼

事項を、(しない場合もあり得るが、このことは、別途厚生省との協議に基づくこととなっている。

さきの主眼事項に対応する着眼点については、次の表の主眼事項ごとにそれぞれ掲げられた点に留意するとともに、都道府県、指定都市の事情によつては、管下の福祉事務所ごとに、それぞれの福祉事務所が抱えている問題点に応じて、適宜設定することは差しつかえないものとしている。

一 監査実施上の留意点

一 研究協議会の実施について

昭和五十年年度においても、前年度に引き続き、監査及びこれに基づく指導の一環として必要に応じ、当該福祉事務所の職員に、その責任を自覚させるとともに被保護者の処遇が適切なものであることを保持するよう職務能力の向上に配慮し、また、当該福祉事務所以外の関係機関の關係者に対して、必要に応じて生活保護制度についての理解と協力を求め、監査の実効を高めるよう、努めて次の研究協議会を実施することの考慮を求めたものである。

(一) 福祉事務所職員との研究協議会

生活保護地区担当員、査察指導員、各福祉司、指導主事、相談員及び家庭奉仕員とのケース研究会、監査結果の問題点についての検討会等を行い、必要な助言及び指導を行うとともに現地における要望意見等を十分は握することを主旨として行うものであること。

二 適切な患者処遇の確保

(一) 精神衛生法、結核予防等他法活用の取扱い状況
(二) 指定医療機関と福祉事務所との連携状況
(三) 医療要否意見書に記載された病状と診療内容との関連の妥当性の状況
(四) 社会的条件による入院患者の取扱い状況
(五) 入院外患者に対する療養指導等の取扱い状況
(六) 診療録の記載及び保存の状況
(七) 医師、看護婦等医療従事者の確保の状況

(一) 関係機関の關係者との研究協議会
町村吏員、民生委員、保健所、老人身障福祉施設等社会福祉施設關係者等とのケース研究会、監査結果の問題点についての検討会を行い、生活保護制度に関する理解と協力を求めるとともに、これら關係者の要望、意見等を十分は握することを主旨として行うものであること。

二 ケース検討について

監査吏員が監査にあたって、被保護世帯の書面調査及び実地調査の際に副次的な面で期待するものは、監査吏員が、保護台帳、保護決定調書及びケース記録の内容を審査し、また、個々の被保護世帯を実地に調査して、保護の決定及び実施の適否を検討し、評価の

うえ判定することはもとより当然のことであるが、その過程を通じて、保護の的確性を確保するために、地区担当員、査察指導員の法令の理解、合理的な事務処理、査察指導、運営管理等の指導を行う等の配慮を求めたものである。それから、被保護世帯の書面調査を行う場合の「ケース検討票」については、昭和四十九年度において大幅に改正したものを踏襲しており、このことは、その対象となった被保護世帯に対する処遇状況、事務処理状況等が、より具体的に浮ばりにされ、その結果によつて具体的な調整と改善の指示が行われるようになってきている。検討数についても、昭和四十九年度において、当該福祉事務所の全被保護世帯の概ね一二割程度と定め、これを更に世帯類

昭和 50 年度社会福祉施設の入所措置及び老人医療費支給措置に係る指導監査方針

型によって、「傷病者世帯」の概ね一五%その他世帯の概ね三〇%、「要看護世帯」の概ね五%程度を検討することとしたのであるが、このことが一部の府県から「被保護世帯の書面調査の量的な意識に追われ、状況聴取、一般書類監査はもとより、地区担当員との十分な調整を行う時間的余裕がなく、これでは十分な監査及びこれに伴う指導ができないのではないか」との反省もあつたことから、昭和五十年年度においては、ケース検討票及び検討要領については、昨年度と同様ではあるが、

(一) 対象世帯の選定の方法から「世帯類型別抽出率」の枠をはずすととも

(二) 検討数を当該福祉事務所の全被保護世帯数の概ね一〇%を目途とするこ

ととしたほか、

(三) 厚生省において年度終了後に報告を求めている監査の実施状況報告書から、「収入申告書の提出状況(ケース検討結果から集計する。)」を削除する等種々の面で緩和を図っている。

従つて、本年度における被保護世帯の書面調査については、管下の福祉事務所における特殊な事情、被保護世帯の世帯類型の分布及び過去の監査結果等をも勘案して対象世帯を抽出し、実質的な効果を高める監査が行えるよう配慮することを期待しているものである。

なお、ケース検討票の各事項ごとに細部にわたる記録は、被保護世帯の実態、或いは地区担当員の被保護世帯に対する処遇等の状況が、総合的に審査

一 社会福祉施設の入所措置関係

最近における社会福祉施設の整備拡充は著しいものがあり、かつ、これに対する国民の関心もますます高まってきているところである。政府においても、これに因應するため、従来から施設整備や施設運営の全般にわたつて各種の改善策を講じてきたところである。

一方、これを受けて各社会福祉施設が、その健全な発展を期するためには、時代の要請に対応した施設経営の近代化と相まって是極的には、入所者処遇の一層

できるよう配慮したものであり、これら諸事項をすべて記録しなければならぬといふものではない。要は、監査吏員がさきの主旨を十分に理解し、監査事項ごとの内容を的確に評価し、公正な判断ができる根拠を適切には握することにあり。

厚生省監査の方向

厚生省が行う監査は、従来どおり、都道府県、指定都市が実施している保護の実施機関に対する指導監督状況の検討、評価をとおして、当該都道府県、指定都市に対して具体的に指導を行うことであり直接保護の実施機関についての監査は、都道府県、指定都市の後見的監査の姿勢を保つており、「都道府県、指定都市における主眼事項ごとの監査状況」及

び「指導監督体制の状況」を主眼として、実施するものである。いいかえれば、福祉事務所のもつ共通的な監査結果の問題点について、都道府県、指定都市が、その問題点の解決のため、具体的にどのような措置をとっているのかを主眼として、都道府県、指定都市の指導機能の実態を監査することとしている。

従つて、昭和五十年年度において都道府県、指定都市が実施する監査計画報告書には、当該都道府県、指定都市の「指導指針等の写」を参考資料として添付することとしたものである。また、これらの資料の中から、他の府県、福祉事務所における行政執行の参考となるべきものは、何らかの方法で、大いに普及させ、相互の研さんに役立てたいと考えているものである。

の充実に努めることが必要であり、このため、都道府県、指定都市においては、従来より、社会福祉施設入所者処遇の充実、職員待遇の充実、施設運営の効率化・合理化、入所者の安全対策を基本事項としてそれぞれ管下の各社会福祉施設に対して指導監査を行なってきたところであり、今後においても引き続き、これらの事項については、十分指導監査を行うこととしている。

しかしながら、昭和四十九年度に厚生省が実施した監査結果からみると、都道府県、指定都市において管下各社会福祉施設の運営実態は、握及、これに伴う指

導がいまだ十分とはいえない現状であること。また、昭和五十年年度において、社会福祉施設職員の処遇改善、すなわち、夜間勤務体制や給食業務の整備による勤務条件の改善、施設職員の職務の特殊性、困難性に応じた公平妥当な給与水準を確保するための職員給与制度の適正化更に、社会福祉施設における財務管理の近代化を図るため経理事務の合理化、特に会計方式の整備が行われることとなつた。

ついで、これらの要素を背景として社会福祉施設が真に国民の信頼に応えるものとなるため、昭和五十年年度において

は次のような指導監査の基本方針、主眼事項及び着眼点が定められた。

まず、指導監査の基本方針は、都道府県、指定都市の指導監督体制の整備強化を図るとともに、計画性のある効果的な指導監査を実施することによって、管下社会福祉施設の運営状況を十分は握し、社会福祉施設経営近代化の推進のために必要な指導を積極的に行うこととしたものである。

主眼事項及び着眼点については、次のとおりである。

(一) 社会福祉施設の設備及び運営に関する最低基準の確保を主眼としてその遵守の状況、最低基準不適合の場合は、その理由と対策の状況を着眼点とする。

(二) 施設経営の計画的運営を推進することを主眼として運営方針及び事業計画設定の状況、事業遂行に伴う予算及び執行計画の状況を着眼点とする。

(三) 施設職員の処遇状況のは握とその適正化の推進を主眼として、勤務条件については、夜間勤務体制等の改善整備の状況、給食業務の充実強化の状況、また職員給与制度については、給与規程、格付基準等の整備による職員処遇の公正化の状況、公平妥当な給与水準の確保状況を着眼点とする。

(四) 社会福祉施設における経理事務合理化の推進を主眼として、社会福祉施設における会計方式の実態は握を着眼点とする。

以上の基本方針、主眼事項及び着眼点

に特に留意して、都道府県、指定都市は、指導監査を実施することとなるが、このうち、主眼事項に対応する着眼点については、このほか、管下各社会福祉施設個々における問題点に応じて適宜設定し、実施することは差しつかえないものとしている。

二 老人医療費支給事務関係

老人医療費支給制度は、昭和四十八年一月発足以来すでに二年有余を経過したが、この間直接この事務に携わる市町村担当職員等関係各位の並々な御努力により、おおむね順調に実施されているところである。申すまでもなくこの制度は、現行の国民皆保険制度の下における自己負担分を公費で肩代りすることにより、その受療を容易にし、老人の保健福祉の増進を図ることを目的として創設されたものであり、この実施により老人の保健は一段と向上をみるに至っており、また、これに要する国家予算額も年々増額され、昭和五十年度的においては、一千四百億円余りのぼう大な額に達した。また、その対象者数も年々増加しており、昭和四十九年六月現在四四五万人にのぼっている。

このような状況のもとにあって、本制度の適正円滑な運営を確保することは極めて重要なことである。このため、各都道府県においては、管下各市町村における本制度の円滑、かつ、的確な実施を期

するため、毎年、指導監査を行なっているところである。この老人医療費支給事務にかかる指導監査は、単に事務処理の適否を調査し、誤りを指摘するにとどまることがなく、担当者に対して正しい事務処理方法について指導、啓発するとともに、事務処理方式及び事務処理体制の改善についても指導しなければならぬところである。また、昭和四十九年度に厚生省が実施した監査結果からみると、本制度発足後間もないこともあるが、都道府県の管下各市町村に対する指導監査の実施状況は、一部を除き極めて低調であ

って、更に、市町村における事務処理の状況をみて、的確な事務処理が未定着のものも多く、他制度等の本制度への混入も相当数認められたところである。

については、以上のようなことを背景として、昭和五十年度的における指導監査の基本方針、主眼事項及び着眼点を次のとおり定めたところである。

先ず、基本方針としては、都道府県の指導監督体制の整備強化を図り、計画性のある効果的な指導監査を実施することによって、各市町村における老人医療費支給事務の実態を十分は握し、的確な事務処理の定着のために必要な指導を積極的に行うこととしている。

これにもとづく主眼事項及び着眼点については、次のとおりとしている。

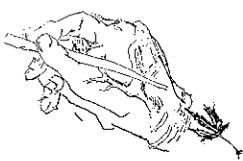
(一) 市町村における実施体制の整備充実を主眼として、本制度の適正な運用のための組織の確保状況、担当職員の確保

状況、関係諸規程の整備状況を着眼点とする。

(二) 本制度の周知徹底と対象者のは握を主眼として、住民に対する広報活動等の実施状況、対象者の的確なは握の状況、対象者に対する手続等の指導状況、老人医療費受給者証の交付状況を着眼点とする。

(三) 的確な事務処理の定着の推進を主眼として、担当職員の関係法令等の理解の状況、的確な事務処理方式の確立の状況、資格審査の実施状況、他制度分等の混入防止の状況を着眼点とする。

以上の基本方針、主眼事項及び着眼点に特に留意して都道府県は管下各市町村の指導監査を実施することとなるが、このうち、主眼事項に対応する着眼点については、前に掲げた各事項のほか、管下各市町村個々における問題点に応じて適宜設定して実施することは差しつかえないものとしている。



生活と福祉第二九号

昭和五十年五月一日発行(毎月一日発行)
昭和三十一年五月二十五日創刊(毎月一日発行)

生活と福祉 第二九号

定価(部)一八〇円(送料三〇円)
二年分二六〇円(送料共)

昭和五十年五月一日印刷

編集人

小林芳之

発行人

見和雄

発行所

全国社会福祉協議会

社団法人

郵便番号一〇〇〇〇

東京都千代田区

霞が関三十三丁目四

電話(部)

七八五二(直通)三六八六

(振替口座)東京四九、三九六番

株式会社日本機関紙印刷所